

【資料編】

第Ⅱ期基本計画のうちの未諮問基幹統計の確認に係る記述箇所の抜粋

平成26年3月25日
閣議決定

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(前略)

また、統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。

(後略)

未諮問基幹統計の確認 に対する取組方針

平成26年10月20日
統計委員会基本計画部会

1 確認の根拠、趣旨

(1) 確認の根拠(第 期基本計画の記述)

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(略)統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第 期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計(基幹統計調査)を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。(以下略)

(2) 確認の趣旨

- 統計法施行状況報告に基幹統計(基幹統計調査)に係る変更・実施・公表に関する状況が盛り込まれていることを受け、この枠組みの下で未諮問基幹統計のレビューをすることにより、各府省で進めている品質保証の取組に基づく所管統計の見直し・改善に資する。統計作成府省においても所管統計の改善に向けた専門家の知見を得る機会として活用してもらいたい。

2 確認の視点

第 期基本計画の記述に基づき、次の2つの視点から確認を行う。

(1) 公的統計の品質評価の要素

基幹統計における品質評価の要素に沿った見直し状況については、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、23年4月8日改定)を参考に確認

「公的統計の品質保証に関するガイドライン」別紙3 公的統計の品質評価事項 (左列が主要要素、右列が補足的要素)

ニーズ適合性 <ul style="list-style-type: none">統計作成の必要性はあるか利用者のニーズを把握するための措置を講じているか把握したニーズを適切に反映しているか調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか	信頼性 <ul style="list-style-type: none">標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保護のために講じている措置の内容を公表しているか調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適当か調査票情報の管理は適切に行われているか統計の中立性は確保されているか
正確性 <ul style="list-style-type: none">統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か統計調査の実施が、正確かつ適切に行われているか使用している統計基準や用語の定義は適当か調査系統の設定は適当か	整合性・比較可能性 <ul style="list-style-type: none">使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か過去の結果との断層がある場合は、その理由が妥当か
適時性 <ul style="list-style-type: none">公表予定期日は統計の目的に照らして適当か公表予定期日等ができる限り早期に公表されているか公表が公表予定期日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか	アクセス可能性 <ul style="list-style-type: none">公表時期と利用者への周知時期(e-Stat等への掲載時期)にタイムラグがないかアクセス可能な情報の一覧が公開されているか利用者の照会窓口を設置しているか二次的利用の推進を図っているか
解釈可能性・明確性 <ul style="list-style-type: none">対象母集団、標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか作成した統計表から明らかになる事項、又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか	効率性 <ul style="list-style-type: none">同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか被調査者の負担に配慮しているか

2

2 確認の視点(続き)

(2) 基幹統計の法定要件

基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況については、統計法の要件を確認

- (1) 統計法第2条第4項第3号の3要件を確認
 - 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- (2) 基幹統計(基幹統計調査)には、他の公的統計に比べ、より高い正確性や利便性を確保するために、公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力を求める権限の付与など、一定の規律が定められているが、これらの規律を課すにふさわしいかを確認
- (3) 特に、統計法施行時にはこれらの要件を満たしていたものの、その後の社会経済情勢の変化を踏まえてなおかつ満たしているか、改めて確認

< 第 期基本計画における基幹統計の判断要素の例 >

国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計
月例経済報告で利用されている統計
結果の利用が法令上規定されている統計
人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計
国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
地方公共団体においても幅広く活用できる統計
国際連合で提唱されたSDS (System of Social and Demographic Statistics) を基に総務省が整理している人口・社会統計体系に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計
経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

3

3 確認の対象となる統計の府省別一覧

- これまで統計委員会に諮問されたことがない(法律の変更に伴うもの又は名称変更のみに係る諮問を除く)基幹統計を対象に確認(現時点で20、以下の一覧参照)
- 確認前に諮問が行われる予定となった統計については確認の対象から除外

総務省	厚生労働省	経済産業省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家計統計 ・ 個人企業経済統計 ・ 地方公務員給与実態統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口動態統計 ・ 毎月勤労統計 ・ 薬事工業生産動態統計 ・ 賃金構造基本統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業生産動態統計 ・ 石油製品需給動態統計 ・ 経済産業省特定業種石油等消費統計
財務省	農林水産省	国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人企業統計 ・ 民間給与実態統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 牛乳乳製品統計 ・ 作物統計 ・ 海面漁業生産統計 ・ 木材統計 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築着工統計 ・ 船員労働統計
文部科学省		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健統計 ・ 学校教員統計 		

4

4 確認の進め方

(1) 基本的な方針

- 確認は、基本計画部会で実施し、取りまとめる。
- 平成30年度については、第 期基本計画に関する審議が見込まれることから、確認を行わないこととし、確認は26年度から29年度までの4年間に計画的に実施
- 各年度とも、基本計画の施行状況審議が終了した後、年度後半に確認
- 実施方法等については、平成26年度の取組結果を踏まえ、適宜見直しを図る。

5

4 確認の進め方(続き)

(2) 平成26年度の進め方等

< 平成26年度の確認スケジュール(想定) >

時期	内容
10/20 基本計画部会	確認に対する取組方針を決定
11/17 基本計画部会	具体的な確認スケジュールを決定
12/8 基本計画部会	第1回の確認
1/29 基本計画部会	第2回の確認
2/19 基本計画部会	第3回の確認、審議結果報告書(素案)の検討
3/23 基本計画部会	審議結果報告書の取りまとめ

< 各回の確認のための審議の流れ >

- 品質評価の視点や基幹統計としての要件の充足状況についても読み取れる内容の資料(概要は資料2の参考2参照)を作成し、確認のための審議の3週間前をめどに、各委員に配布
- それに対し、委員から事前に質問・意見を提出
- 事前に提出いただいた質問・意見に基づき審議
(資料の作成や審議に当たっては、関係府省に対して協力を要請)

6

5 各年度に確認する統計の選定に関する基本的な考え方

- 平成26年度から29年度において確認の対象とする未諮問20統計については、以下のような基本的な考え方により、各年度の確認対象を選定。
 - 統計の利用面を勘案して、e - Statに採用されている分野に区分し、当該年度の確認が特定の分野に偏らないよう配慮
 - 周期統計調査によるものについては、調査実施年度の翌年度に確認
 - 複数の統計が該当する分野については、旧統計審議会における前回答申年月の順に確認を進めることを原則
 - 平成27年中に諮問審議等が想定される統計については、平成28年以降に確認することとし、正式に諮問が行われた段階で確認対象から除外
 - 年度ごとの統計作成府省・部局の負担や基本計画部会における審議の平準化にも配慮し、全体の確認年度を調整
- また、平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更

7

6 確認結果の取りまとめ等

- 各年度とも、前年度の統計法施行状況報告審議の一つとして、年度内に結果報告を取りまとめて公表
- 各年度の結果報告を蓄積し、必要に応じて第 期基本計画にも反映
- 確認の過程で得られた知見は、個々の諮問審議にも活用
- 改善を求める事項が指摘された場合は、自律的な改善を図るためには一定の期間が必要であり、次年度以降の統計法施行状況審議の中で適宜フォローアップ

公的統計の品質保証に関するガイドライン

平成 22 年 3 月 31 日
改定 平成 23 年 4 月 8 日
各府省統計主管課長等会議申合せ

1 目的

「公的統計の品質」とは、正確性のみならず、利用者ニーズの適合性、公表の適時性、統計データの解釈可能性などを含む概念である。

このガイドラインは、行政機関（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下「各府省」という。）における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す「品質保証」（Quality Assurance）の活動を推進するための標準的な指針として策定するものである。

2 背景

本ガイドラインにおける公的統計の「品質保証」とは、上記の品質保証活動を計画的かつ体系的に行うことであり、製品に瑕疵があった場合に補修する、損害を補償するといった、製品保証のような概念ではない。

そもそも「品質保証」とは、1970年代から産業界や関連学会を中心に推進されてきた活動であり、①ニーズを把握し、それに適合した財・サービスを効率的に提供できるプロセスを確立する活動、②提供された財・サービスについて、ニーズに対する適合性を継続的に評価・把握し、所要の改善対策を講じる活動、③これにより、財・サービスについての信頼感・安心感を与える活動などが含まれるものである（出典：「新版 品質保証ガイドブック」（社）日本品質管理学会編）。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）における統計の品質についての考え方もこの「品質保証」と同様の考え方に立つものであり、具体的には統計ニーズの継続的な把握・活用や統計の評価を通じた見直し・効率化に向けた方策を規定し、その中で、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等に留意しつつ、公的統計の品質に関する自己評価結果や客観的な評価結果の活用を通じた公的統計の見直し・効率化を推進することとしている。

このような状況を踏まえ、各府省は、本ガイドラインを踏まえた公的統計の品質保証に積極的に取り組むことが必要となっている。

3 基本原則

(1) 公的統計の品質

公的統計の品質とは、①社会経済の実態を可能な限り正しく表す「正確性」とどま

らず、②利用者のニーズを可能な限り満たす「ニーズ適合性」、③作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表される「適時性」など、様々な要素から構成されるものである。

本ガイドラインでは、公的統計の品質を、別紙1のとおり定義した品質要素から構成されるものと整理し、これらの要素を品質表示・評価を行う上での指標とする。この品質要素については、多くの国及び国際機関において採用されるなど、一定の普遍性を有していると考えられる要素を「主要要素」、その他品質保証を行う上で必要と考えられる要素を「補足的要素」として設定する。

(2) 公的統計の品質保証

各府省は、品質保証の取組を推進するため、下記5により、所管する公的統計に関する品質表示の充実を図るとともに、品質の自己評価を実施し、その評価結果を活用した改善に計画的に取り組むものとする。

その際、公的統計が国民の重要な情報基盤と位置付けられていることに鑑み、広く国民のニーズを踏まえることが重要であることから、品質要素のうち「ニーズ適合性」を中心的な要素とし、各品質要素間の関連性にも留意する。

なお、本ガイドラインは、公的統計の品質保証を行う際に、各府省が講ずべき措置に関する標準的な指針として定めたものであり、統計の特性等を踏まえて各府省が既に行っている、又は今後行う予定の効果的な取組を妨げるものではない。

(3) 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、公的統計の品質保証に関する①各府省の取組結果、②関連学会における研究成果、③国際的な取組の動向等を基に、不断の見直しを行う。

4 適用範囲

本ガイドラインを適用する公的統計の範囲は、基幹統計（法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。）及び一般統計（法第2条第7項に規定する一般統計調査に基づき作成される統計をいう。）とする。

ただし、その重要性に鑑み、基幹統計から優先的に取り組むこととする。

また、基幹統計及び一般統計に該当しない公的統計については、本ガイドラインに準じて、可能な範囲で取り組むものとする。

5 実施方法等

(1) 実施体制

各府省は、可能な限り、客観性及び対象となる統計についての専門性の双方を担保できる体制により、公的統計の品質保証に取り組む。

(2) 品質の表示

各府省は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年3月31日各府省

情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。）との整合性にも留意しつつ、別紙2に掲げる「公的統計の品質表示事項」に基づいて、所管の公的統計に関する品質表示の充実を図る。また、品質表示の内容については、定期的に見直しを行う。

（3）品質の評価

各府省は、別紙3に掲げる「公的統計の品質評価事項」に基づいて、所管の公的統計に関する品質の自己評価を計画的に実施する。

この品質評価は、個々の品質要素ごとの評価にとどまらず、要素間のトレードオフの関係にも留意しつつ、総合的な視点から行う。また、客観性及び透明性を担保する観点から、その結果概要を公表する。

総務省（政策統括官）は、当該評価結果を法第9条及び第19条に基づく承認審査に活用し、承認審査に係る各府省の負担軽減を図る。

なお、同業者評価（他府省による相互評価）及び第三者評価については、今後の検討を経た上で、導入の可否を決定する。

6 計画的な推進

各府省は、統計の品質保証を計画的に実施するため、所管する基幹統計及び一般統計について、品質保証に関する実施計画を策定し、その概要を公表するよう努める。

なお、この実施計画の計画期間は概ね5年程度が望ましいが、各府省の統計の作成に係る計画等の状況に応じて、計画期間を決定するものとする。

7 その他

（1）各府省間における情報共有・検討

本ガイドラインに基づく公的統計の品質保証に関する取組を効果的に推進するとともに、上記3-(3)に基づくガイドラインの見直しを行うため、「統計の品質評価に関するワーキンググループ」における情報共有・検討を継続する。

（2）公表期日前の統計情報の保有範囲

公表期日前に公的統計の内容が外部に漏えいした場合、公的統計全般に対する国民の信頼を失うおそれがある。

このため、各府省は、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」（平成22年5月12日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、内規等により公表期日前の統計情報の共有範囲を定め、公表する。

公的統計の品質要素及び定義

要 素		定 義
主要要素	ニーズ適合性	<p>社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。</p> <p>(注) 利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコノミスト等に加え、広く一般利用者を想定</p>
	正確性	<p>社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。</p>
	適時性	<p>作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表（提供）されていること。</p>
	解釈可能性・明確性	<p>利用者が統計情報を適切に理解し、有効に活用するため、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供されていること、及び統計の作成方法（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）等に関する情報が公表されていること。</p>
補足的要素	信頼性	<p>統計作成過程及び統計作成機関が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法が、専門的な見地から決定され、公表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。</p>
	整合性・比較可能性	<p>関連する複数の統計を用いて分析、地域間比較、時系列比較等を行うことが可能となるように、統計に用いられる概念、定義、分類等の整合が図られていること。</p>
	アクセス可能性	<p>基本的な情報を含め、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利用できるように提供されていること。</p>
	効率性	<p>費用、報告者負担等の観点から、最も適切な情報源・作成方法によって作成されていること。</p>

公的統計の品質表示事項

I 調査統計

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
1 調査の概要 <事前>	(1) 調査の目的	統計調査の目的を記述。	① 法第9条又は第19条の承認事項における目的 ② 基本計画における当該統計調査の位置づけ ③ 国際的な基準及び勧告
	(2) 調査の沿革	統計調査の経緯、変遷、沿革等を記述。	① 統計調査の経緯、変遷、沿革 ② 過去に統計（調査）の改変（統廃合）を行っている場合、その統計調査の名称及び当該統計調査に関する情報（リンクでも可）
	(3) 調査の根拠法令	調査実施に係る根拠法令を記述。	① 統計法に基づく基幹統計調査か一般統計調査かの別 ② 統計法以外の根拠法令（存在する場合のみ）
	(4) 調査の対象	統計調査の対象範囲及び調査対象者数を記述。	① 調査対象の範囲 ② 報告を求める者 ③ 事業所母集団データベースの使用の有無 ④ 重複是正措置実施の有無 ⑤ 母集団情報としての行政記録情報の使用の有無（ある場合、行政記録情報の概要）
	(5) 抽出方法	標本調査における抽出方法を記述。	① 抽出方法 ② 抽出率 ③ 目標精度
	(6) 調査事項	統計調査における調査事項を記述。	① 調査事項 ② 当該調査事項を設ける目的
	(7) 調査票	調査票の画像ファイル等を添付。	① 調査令・調査規則に掲載した（あるいは調査実施者により告示した）調査票様式の画像ファイル ② 調査票の画像ファイル（見本） ③ 調査票の記入のしかた
	(8) 調査の時期	調査期日及び具体的な調査期間を記述。	① 調査期日又は期間 ② 調査票配布・回収期間
	(9) 調査の方法	統計調査の実施系統、調査手法等を記述。	① 調査の実施系統、実施の流れ ② 調査手法 ③ 調査の代替・補完として用いる行政記録情報 ④ 仕様書、入札状況及び契約事項の概要（民間事業者を経由する場合のみ） ⑤ 法第15条に基づく立入検査を行う場合に対象とする事項 ⑥ 法定受託事務の処理基準、各種事務処理要領等 ⑦ 秘密の保護のために講じている措置
	(10) (その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 公表期日前の情報共有範囲 ② 統計委員会（部会を含む）における審議の概要（リンクでも可） ③ 当該統計調査の実施に関する研究会における審議の概要（リンクでも可） ④ (1)～(9)に掲げた事項の改正を行った場合は、改正の目的及び内容

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
2 調査の結果 ＜結果公表時＞	(1) 用語の解説	調査の結果に用いる主要の用語の定義・解説を記述。	① 用語の定義・解説
	(2) 結果の概要	調査の結果の概要を記述。	① 結果の概要
	(3) 集計・推計方法	標本調査における結果数値の推計方法を記述。	① 集計業務の実施系統（民間事業者を活用している場合、仕様書、入札状況及び契約事項の概要）
			② 推計方法
			③ 抽出集計の方法
	(4) 利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき点を記述。	① 使用した統計基準
			② 季節調整情報
			③ 結果精度に関する情報（回収率、有効回答率及びその計算方法等）
④ 速報・確報間の相違に関する情報			
		⑤ 他の統計と比較する場合の注意点（定義の違い等）	
		⑦ その他の各種表章上の注意事項	
(5) 正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。	① 正誤情報	
(6) 統計表一覧	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。	① 統計表一覧 ② 報告書掲載／非掲載の別	
(7) 利活用事例	調査結果の利活用又は利活用を予定している事例を掲載。	① 利活用事例	
(8) (その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 結果の国際比較 ② 過去の結果との比較 ③ 委託による統計の作成等の利用可否に関する情報	
3 公表予定 ＜事前＞	遅くとも統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目処に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。	① 公表予定	
		② 非公表としている統計の有無に関する情報	
		③ 提供方法（媒体、配布場所、料金等）	
		④ 公表期日前の情報保有範囲（リンクでも可）	
4 Q & A ＜適時＞	統計調査に関するよくある質問を記述。	① Q & A	
5 問い合わせ先 ＜事前＞	利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。	① 部署名	
		② 電話番号	
6 (過去情報) ＜適時＞	「平成〇年△△統計調査」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。	① 過去の提供情報（リンクでも可）	
7 (その他) ＜適時＞	上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各種統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 標語、ポスター、パンフレット等	
		② 研究論文	
		③ 当該統計調査について掲載のあった媒体の紹介	
		④ 外国語による情報	
		⑤ 調査票情報の保管方法（磁気媒体、電子媒体等）	

注 「共通メニュー」欄等の＜事前＞、＜結果公表時＞、＜適時＞は、表示時期について記載したものであり、＜事前＞は結果公表前の表示、＜結果公表時＞は結果公表と同時の表示、＜適時＞は表示の必要が生じた際に適時表示を意味する。

II 調査によらない統計

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
1 統計の概要 <事前>	(1) 統計の目的	統計の目的を記述。	① 統計の目的 ② 基本計画における当該統計の位置づけ ③ 国際的な基準及び勧告
	(2) 統計の沿革	統計の経緯、変遷、沿革等を記述。	① 統計の経緯、変遷、沿革 ② 過去に統計（調査）の改変（統廃合）を行っている場合、その統計調査の名称及び当該統計調査に関する情報（リンクでも可）
	(3) 統計の作成方法	統計の作成方法を記述。	① 統計の作成方法 ② 事業所母集団データベースの使用の有無 ③ 行政記録情報の使用の有無（ある場合、行政記録情報の概要） ④ 仕様書、入札状況及び契約事項の概要（民間事業者に作成業務を委託する場合のみ）
	(4) (その他)	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 統計委員会（部会を含む）における審議の概要（リンクでも可） ② 当該統計の作成に関する研究会における審議の概要（リンクでも可）
2 集計結果又は推計結果 <結果公表時>	(1) 用語の解説	集計結果又は推計結果に用いる主要な用語の定義・解説を記述。	① 用語の定義・解説
	(2) 結果の概要	集計結果又は推計結果の概要を記述。	① 結果の概要
	(3) 利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。	① 使用した統計基準
			② 季節調整情報
			③ 速報・確報間の相違に関する情報
			④ 作成方法の違いによる結果の特性に関する情報
			⑤ 他の統計と比較する場合の注意点（定義の違い等）
	(4) 正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。	① 正誤情報
(5) 統計表一覧	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。	① 統計表一覧 ② 報告書掲載／非掲載の別	
(6) 利活用事例	調査結果の利活用又は利活用を予定している事例を掲載。	① 利活用事例	
(7) (その他)	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 結果の国際比較、過去の結果との比較	
3 公表予定 <事前>	遅くとも統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目処に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。		① 公表予定
			② 非公表としている統計の有無に関する情報
			③ 提供方法（媒体、配布場所、料金等）
			④ 公表期日前の情報保有範囲（リンクでも可）

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
4 問い合わせ先 <事前>		利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。	① 部署名
			② 電話番号
5 (過去情報) <適時>		「平成〇年△△統計」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。	① 過去の提供情報
6 その他 <適時>		上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 標語、ポスター、パンフレット等
			② 研究論文
			③ 当該統計調査について掲載のあった媒体の紹介
			④ 外国語による情報

注 「共通メニュー」欄等の<事前>、<結果公表時>、<適時>は、表示時期について記載したものであり、<事前>は結果公表前の表示、<結果公表時>は結果公表と同時の表示、<適時>は表示の必要が生じた際に適時表示を意味する。

公的統計の品質評価事項

要素	観点	評価事項
ニーズ適合性	<p>○利用者のニーズを可能な限り幅広く、的確に把握し、利用者が求める統計を作成していること。 ○政策決定等に不可欠な情報としての統計を作成していること。 ○統計作成に必要な情報を過不足なく収集していること。</p>	<p>○統計作成の必要性はあるか ○利用者のニーズを把握するための措置を講じているか ○把握したニーズを適切に反映しているか ○調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか ○社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか</p>
正確性	<p>○統計で明らかによりとしている実態についての真の値にできる限り近い集計値となっていること。 ○標本設計（母集団情報、対象範囲、標本誤差等）や結果の推定方法が精度上適切なものになっていること。 ○標本誤差等ができる限り小さくなるような方法で統計を作成していること。</p>	<p>○統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か ○統計調査の実施が、正確かつ適切に行われているか ○使用している統計基準や用語の定義は適当か ○調査系統の設定は適当か</p>
適時性	<p>○目的に応じて必要な品質を確保した上で、適時に公表（提供）されていること。 ○事前の公表予定どおりに公表されていること。</p>	<p>○公表予定日は統計の目的に照らして適当か ○公表予定日等ができる限り早期に公表されているか ○公表が公表予定日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか。</p>
解釈可能性・明確性	<p>○統計の作成過程、統計情報の利用上の注意等の情報が明らかにされていること。 ○統計が誤った解釈の下に利用されることのないよう、集計値について適切な説明が行われていること。</p>	<p>○対象母集団、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか ○使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか ○作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか ○作成した統計表から明らかになる事項、又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか</p>

要素	観点	評価事項
信頼性	<p>○統計作成過程に係る情報（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）が明らかにされていること。</p> <p>○統計の方法論、情報源等の主要な変更に係る情報が明らかにされていること。</p> <p>○公表前の統計へのアクセスが最小限の範囲に止まっており、その範囲及び手続が明らかにされていること。</p> <p>○秘密保護について十分な方策が講じられていること。</p>	<p>○標本設計（抽出方法、抽出率、抽出精度）、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか</p> <p>○統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか</p> <p>○公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保持のために講じている措置の内容を公表しているか</p> <p>○調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適切か</p> <p>○調査票情報の管理は適切に行われているか</p> <p>○統計の中立性は確保されているか</p>
整合性・比較可能性	<p>○関連する複数の統計が、共通の概念、定義、分類等に基づいて作成されていること。</p> <p>○時系列や地域間の比較が可能となっていること。</p> <p>○統計作成に係る概念、定義、範囲、分類等が統計法に基づく統計基準、国際的に使用される基準、指針又は望ましい慣行に準じていること。</p>	<p>○使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か</p> <p>○統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か</p> <p>○過去の結果との断層断絶がある場合は、その理由が妥当か</p>
アクセス可能性	<p>○統計データの提供方法が明らかにされ、周知されていること。</p> <p>○利用者が求める提供方法により提供していること。</p> <p>○研究目的の調査票情報の二次的利用が可能となっていること。</p>	<p>○公表時期と利用者への周知時期（e-stat等への掲載時期）にタイムラグがないか</p> <p>○アクセス可能な情報の一覧が公開されているか</p> <p>○利用者の照会窓口を設置しているか</p> <p>○二次的利用の推進を図っているか</p>
効率性	<p>○自動化可能な事務的作業（例えば、データ捕捉、コーディング、確認）は、可能な限り自動化されていること。</p> <p>○行政記録を可能な限り活用して統計を作成していること。</p> <p>○報告者の負担に配慮して統計を作成していること。</p>	<p>○同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか</p> <p>○他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか</p> <p>○被調査者の負担に配慮しているか</p>
補 足 的 要 素		